

西尾市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する制限付
一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西尾市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱第2条第1項に規定する制限付一般競争入札（以下「入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格)

第2条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる入札に参加することができる要件（以下「入札参加資格」という。）を備えなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げられた者及び第2項の各号に該当し入札参加停止の決定を受けている者でないこと。
- (2) 法人にあっては西尾市、岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市又は幸田町のいずれかの区域において、本店、支店又は営業所等の事業所（以下「事業所」という。）を有し、個人にあっては西尾市内に住所を有していること。
- (3) 西尾市外に事業所を有する法人にあっては、自動販売機の設置業務において3年以上の実績を有し、かつ、入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機を国又は地方公共団体の庁舎等に設置した実績があること。
- (4) 市税、県税及び国税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。
- (7) 入札公告の日から入札の日までの期間において、「西尾市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月27日締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

2 前項に定めるもののほか、入札参加資格として、次に掲げる基準を定めることができる。

- (1) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認

可等の免許を有していること。

(2) その他必要と認める事項

(入札の公告)

第3条 市長は、入札に付そうとするときは、西尾市契約規則（昭和39年西尾市規則第29号。以下「契約規則」という。）第7条及び第8条に規定する公告を行うものとする。

2 前項の規定による公告文の写しを施設管理所管課（以下「所管課」という。）において閲覧に供するとともに、公告の内容を西尾市のホームページに掲載するものとする。

(入札参加の申込み)

第4条 入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、制限付一般競争入札参加申込書（貸付契約用）（様式第1号）に必要な事項を記載し、決められた期日までに所管課に持参又は郵送で提出しなければならない。

(資格確認書類の提出)

第5条 入札参加希望者は、申込み時に誓約書（貸付契約用）（様式第2号）その他入札公告にて示された書類を提出しなければならない。

(入札保証金)

第6条 入札参加者は、入札執行前に契約規則第9条の規定による入札保証金又は契約規則第10条の規定による入札保証金に代わる担保を納めなければならない。ただし、契約規則第11条各号に該当し、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないと認めたときは、この限りでない。

(入札保証金に代わる担保)

第7条 前条の規定による入札保証金に代わる担保は、契約規則第10条の定めるところによる。

(入札保証金の還付等)

第8条 入札保証金については、契約規則第10条の2の規定による還付を行うものとする。

2 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

(入札保証金の没収)

第9条 入札保証金又は入札保証金に代わる担保が納付された場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、西尾市に帰属する。

(仕様書に関する質問及び回答)

第10条 入札に係る仕様書に関する質問については、所管課が定める期限までに電子メール又はファックスにより、所管課に提出するものとする。

- 2 前項の規定による質問が提出されたときは、所管課は、電子メール又はファックスにより質問者に回答するとともに、回答の内容を西尾市のホームページに掲載するものとする。

(入札の基本的事項)

第11条 入札に係る仕様書に誤記又は脱漏があった場合において、当該誤記又は脱漏が仕様書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記、又は脱漏を理由として契約の締結を拒み又は契約金額の減額を請求することができない。

- 2 入札は、総価により行うものとする。ただし、入札公告において単価により行うこととされた場合は、この限りでない。

(入札)

第12条 入札参加者は、入札書（貸付契約用）（様式第3号）に必要な事項を記載し、記名及び押印のうえ、入札公告に示した日時及び場所において、入札担当者の指示により入札書を提出しなければならない。

- 2 前項の入札に規定する入札書の提出については、代理人をして行わせることができる。この場合において、当該代理人は入札前に委任状（貸付契約用）（様式第4号）を提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 4 郵便による入札は、認めない。

(入札の辞退)

第13条 入札参加者は、次の事項により入札を辞退することができる。

- (1) 入札前の場合においては、入札辞退届（貸付契約用）（様式第5号）を直接持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により市長に提出するものとする。
 - (2) 入札中の場合においては、入札辞退の旨を入札書に記載し提出するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する入札を辞退した者に対し、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いをしないものとする。

(入札又は開札の中止等)

第14条 市長は、入札又は開札前において、天災地変があった場合その他やむを

得ない理由が生じた場合においては、入札を延期し、又は中止することができるものとする。

- 2 入札参加者が連合し又は不穏な行動をする等の場合において、公正な入札を執行することができないときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札を中止することがある。

(開札)

第15条 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札参加者を立ち会わせて行う。

- 2 前項の場合において、開札に入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない西尾市職員を立ち会わせて行う。

(入札の無効)

第16条 次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者のした入札。ただし、契約規則第11条の規定により納付を免除されたときを除く。
- (3) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (6) 他人の代理も兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名及び押印のない入札
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんした入札及び訂正した入札
- (11) 最低貸付料未満の入札
- (12) その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札

(落札者の決定)

第17条 入札をした者のうち、予定価格以上で最高の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(再度入札)

第18条 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに、再度入札を行うことができる。この場合において、入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、予定価格を事前公表したものについては、再度入札は、行わないものとする。

- 3 第16条各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

(再度入札の入札保証金)

第19条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初回の入札に対する入札保証金又は入札保証金に代わる担保の納付をもって、再度入札における入札保証金又は入札保証金に代わる担保の納付があったものとみなす。

(くじによる落札者の決定)

第20条 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(入札結果の通知)

第21条 開札をした場合において、落札者があるときは、当該落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。この場合において、落札者となる者が開札に立ち合わなかったときは、当該落札者に落札者となった旨を通知する。

(契約書等の作成)

第22条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内に、市有財産有償貸付契約書（貸付契約用）（様式第6号。以下「契約書」という。）に必要な事項を記載し、記名及び押印のうえ、仕様書（貸付契約用）（様式第7号）を添えて提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

- 2 落札者が前項の期間内に契約書等を提出しないときは、当該落札は、その効力を失うことがあるものとする。

- 3 市長は、落札者が正当な理由がなく契約を結ばないときは、損害賠償金として、見積もる契約の額の100分の5を徴収する。

(契約保証金)

第23条 落札者は、契約金額の10分の1以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納めなければならない。ただし、契約規則第31条各号に該当し、市長が契約保証金の全部又は一部の納付を要しないと認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による契約保証金に代わる担保は、契約規則第30条に定めるところによる。

- 3 契約保証金又は契約保証金に代わる担保には利息を付さない。

(その他)

第24条 この要領に定めがあるもののほか、自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する制限付一般競争入札に関し必要な事項は、市長が別で定め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行日前に実施される入札については、従前の例による。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月10日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にこの要領の改正前の規定に基づき作成されている用紙は、この要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 3 前項の場合において、この要領の改正により押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

制限付一般競争入札参加申込書（貸付契約用）

年 月 日

（宛先）西尾市長

入札者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名

代理人 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名

年 月 日執行の への自動販売機設置に係
る行政財産の貸付けに関する制限付一般競争入札に参加したいので、入札参
加を申し込みます。

担当者氏名
電 話 番 号
F A X 番 号

様式第 2 号（第 5 条関係）

誓 約 書（貸付契約用）

年 月 日

（宛先）西尾市長

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

への自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する制限付一般競争入札について、下記の事項を誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議を申し立てません。

記

- 1 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項及び第 2 項の各号に掲げられた者に該当しません。
- 2 現在、会社更生法第 1 7 条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法第 2 1 条の規定による再生手続開始の申立てはされておられません。
- 3 （個人の場合）
暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

（法人の場合）

西尾市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書の 2 の規定に該当する者ではありません。また、西尾市から、この合意書に基づく排除措置を受けておりません。

様式第3号（第12条関係）

入 札 書（貸付契約用）

年 月 日

（宛先）西尾市長

入札者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名 印

代理人 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名 印

下記の金額をもって入札します。

記

入札金額		億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺	
											円

ただし、 への自動販売機の設置に係る貸付料

注1 金額の数字は算用数字を用い、頭に「金」の文字を記入すること。

2 入札金額については、契約希望金額（貸付期間中の貸付料総額）の消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。

様式第4号（第12条関係）

委 任 状（貸付契約用）

代理人 住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、
への自動販売機の設置
に係る行政財産の貸付けに関する制限付一般競争入札に関する一切の権限を
委任します。

年 月 日

（宛先）西尾市長

委任者

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

電 話 番 号

様式第5号（第13条関係）

入 札 辞 退 届（貸付契約用）

年 月 日

（宛先）西尾市長

入札者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名

年 月 日執行の への自動販売機の設置に係る
行政財産の貸付けに関する制限付一般競争入札を辞退します。

担当者氏名
電 話 番 号

様式第6号の1(建物の場合)(第22条関係)

市有財産有償貸付契約書(貸付契約用)

貸付人西尾市(以下「甲」という。)と借受人(以下「乙」という。)とは、次の条項により市有財産について借地借家法(平成3年法律第90号。以下「法」という。)第38条の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした有償貸付契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(貸付物件)

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

施設名称	所在地	貸付箇所	貸付面積	設置台数

(用途の指定)

第3条 乙は、貸付物件を、「自動販売機の設置場所」の用途(以下「指定用途」という。)に自ら使用しなければならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(契約更新等)

第5条 本契約は、法第38条の規定に基づくものであるから、法第26条、第28条及び第29条第1項並びに民法(明治29年法律第89号)第604条の規定は適用されないので、契約更新に係る権利は一切発生せず、前条に定める貸付期間の満了時において、本契約の更新(更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。)又は貸付期間の延長は行わないものとする。

2 甲は、前条に規定する期間満了の1年前から6か月前までの期間(以下「通知期間」という。)に乙に対し、貸付期間の満了により本契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。

- 3 甲は、通知期間内に前項の通知をしなかった場合においても、通知期間経過後改めて期間の満了により本契約が終了する旨の書面による通知を乙にした場合、当該通知日から6か月を経過した日をもって、本契約は終了する。なお、甲、乙協議のうえ、乙が了承した場合にはこの限りではない。

(貸付料)

第6条 貸付料は、次のとおりとする。

契約金額 金<落札価格>円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

(貸付料の支払)

第7条 乙は、前条に定める貸付料を、次に掲げるとおり、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

年 度	納 入 金 額	納 付 期 限
年度	円	年 月 日
年度	円	年 月 日
年度	円	年 月 日

(電気料の支払)

第8条 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機には電気の使用量を計る専用メーターを設置するものとする。

- 2 甲は、施設全体の電気使用料の単価に基づき専用メーターの表示する使用料を計算し、定期的に乙に納入通知書を送付するものとする。

- 3 乙は、前項の納入通知書に定める日までに甲に電気料を支払わなければならない。

(遅延損害金)

第9条 乙は、第7条及び第8条の規定に基づき、甲が定める納付期限までに貸付料及び電気料（以下「貸付料等」という。）を納入しなかったときは、納付期限の翌日から納入した日までの期間に応じて、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率で計算した遅延損害金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

第10条 乙が貸付料等及び遅延損害金を納入すべき場合において、乙が納入した

金額が貸付料等及び遅延損害金の合計額に満たないときは、遅延損害金から充当する。

(契約保証金)

第11条 契約保証金は免除する。〈又は 円とする。〉

(契約不適合)

第12条 乙は、この契約締結後、貸付物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときに、当該契約不適合を理由として、履行の追完請求、貸付料の減免請求、損害賠償請求又は本契約解除をすることができない。

(維持保全義務)

第13条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

(維持補修)

第14条 甲は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 乙は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

(実地調査等)

第16条 甲は、貸付物件について随時使用状況及び販売状況を実地に調査し、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙が提出した報告に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠り、実地調査を拒み、妨げてはならない。

(違約金)

第17条 乙は、第4条に定める期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

- (1) 第16条に定める義務に違反した場合
金<貸付料の1年分に相当する額>円

(2) 第3条及び第15条に定める義務に違反した場合

金<貸付料の1年分に相当する額の3倍の額>円

2 前項に定める違約金は、第26条に定める賠償責任により支払われる額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(3) 乙が振り出す手形・小切手が不渡りになったとき、又は乙が銀行取引停止処分を受けたとき。

(4) 乙が、差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(5) 乙が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。

(6) 乙が、甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。

(8) 乙が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

(9) 乙の資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。

(10) 貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。

(11) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

第19条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲はその責を負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、

第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
- (4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

（談合その他の不正行為に係る賠償金の支払）

第20条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
- (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出してい

るとき。

- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第22条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがある。

(中途解約)

第23条 乙は、貸付期間の開始から1年を経過したのちは、甲に対して中途解約を申し入れることができる。この場合、乙は、契約解除希望日の3か月前までに、書面により申し出をしなければならない。ただし、貸付料の3か月分に相当する金額を支払うことにより、この契約を直ちに解約することができる。

(原状回復)

第24条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、第18条、第19条、第21条及び第23条の規定により契約が終了したときは、甲の指定する期日までに貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が貸付物件を原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(貸付料の返還)

第25条 甲は、第18条第2号及び第23条の規定によりこの契約が終了したときは、既納の貸付料のうち、乙が貸付物件を甲に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

(賠償責任)

第26条 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機の天災その他の事由による転倒、故障、盗難による事故、その構造上の欠陥等により甲及び第三者に損害を与えた場合、及び販売した製品による食中毒等の健康被害が発生した場合は、乙の責任において解決するものとし、甲は一切の責任を負わない。

(有益費の請求権の放棄)

第27条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第18条、第19条、第21条及び第23条の規定により契約が終了したときにおいて、貸付物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第28条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第29条 この契約に関して疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第30条 この契約に関する訴の管轄は、西尾市役所所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所岡崎支部とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

年 月 日

甲 西尾市寄住町下田22番地
西尾市
代表者 西尾市長 氏 名 印

乙 住 所
氏 名
名称及び
代表者氏名 印

様式第6号の2(土地の場合)(第22条関係)

市有財産有償貸付契約書(貸付契約用)

貸付人西尾市(以下「甲」という。)と借受人(以下「乙」という。)とは、次の条項により市有財産について有償貸付契約を締結する。

＜臨時設備の設置がある場合には、「有償貸付契約」を「借地借家法(平成3年法律第90号)第25条の規定に基づく一時的な借地権の設定を目的とした有償貸付契約」と修正すること。＞

(信義誠実の義務)

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(貸付物件)

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

施設名称	所在地	貸付箇所	貸付面積	設置台数

(用途の指定)

第3条 乙は、貸付物件を、「自動販売機の設置場所」の用途(以下「指定用途」という。)に自ら使用しなければならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(契約更新等)

第5条 本契約は、前条に定める貸付期間の満了時において、本契約の更新(更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。)又は貸付期間の延長は行わないものとする。

(貸付料)

第6条 貸付料は、次のとおりとする。

契約金額 金<落札価格>円

＜契約が消費税の対象となる場合は、必要な文言を記入すること。＞

（貸付料の支払）

第7条 乙は、前条に定める貸付料を、次に掲げるとおり、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

年 度	納 入 金 額	納 付 期 限
年度	円	年 月 日
年度	円	年 月 日
年度	円	年 月 日

（電気料の支払）

第8条 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機には電気の使用量を計る専用メーターを設置するものとする。

2 甲は、施設全体の電気使用料の単価に基づき専用メーターの表示する使用料を計算し、定期的に乙に納入通知書を送付するものとする。

3 乙は、前項の納入通知書に定める日までに甲に電気料を支払わなければならない。

（遅延損害金）

第9条 乙は、第7条及び第8条の規定に基づき、甲が定める納付期限までに貸付料及び電気料（以下「貸付料等」という。）を納入しなかったときは、納付期限の翌日から納入した日までの期間に応じて、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率で計算した遅延損害金を甲に支払わなければならない。

（充当の順序）

第10条 乙が貸付料等及び遅延損害金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が貸付料等及び遅延損害金の合計額に満たないときは、遅延損害金から充当する。

（契約保証金）

第11条 契約保証金は免除する。〈又は 円とする。〉

（契約不適合）

第12条 乙は、この契約締結後、貸付物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときに、当該契約不適合を理由として、履行の追完請求、貸付料の減免請求、損害賠償請求又は本契約解除をすることができない。

（維持保全義務）

第13条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければ

ならない。

- 2 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

(維持補修)

第14条 甲は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

- 2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 乙は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

(実地調査等)

第16条 甲は、貸付物件について随時使用状況及び販売状況を実地に調査し、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 甲は、乙が提出した報告に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。
- 3 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠り、実地調査を拒み、妨げてはならない。

(違約金)

第17条 乙は、第4条に定める期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

- (1) 第16条に定める義務に違反した場合

金<貸付料の1年分に相当する額>円

- (2) 第3条及び第15条に定める義務に違反した場合

金<貸付料の1年分に相当する額の3倍の額>円

- 2 前項に定める違約金は、第26条に定める賠償責任により支払われる額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- (3) 乙が振り出す手形・小切手が不渡りになったとき、又は乙が銀行取引停

止処分を受けたとき。

- (4) 乙が、差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- (5) 乙が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
- (6) 乙が、甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。
- (8) 乙が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (9) 乙の資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (10) 貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
- (11) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

第19条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
- (4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年

法律第45号) 第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

第20条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

(1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
 - (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

（妨害等に対する報告義務等）

第22条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがある。

(中途解約)

第23条 乙は、貸付期間の開始から1年を経過したのちは、甲に対して中途解約を申し入れることができる。この場合、乙は、契約解除希望日の3か月前までに、書面により申し出をしなければならない。ただし、貸付料の3か月分に相当する金額を支払うことにより、この契約を直ちに解約することができる。

(原状回復)

第24条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、第18条、第19条、第21条及び第23条の規定により契約が終了したときは、甲の指定する期日までに貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が貸付物件を原状に回復する必要があると認めるときは、この限りでない。

(貸付料の返還)

第25条 甲は、第18条第2号及び第23条の規定によりこの契約が終了したときは、既納の貸付料のうち、乙が貸付物件を甲に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

(賠償責任)

第26条 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機の天災その他の事由による転倒、故障、盗難による事故、その構造上の欠陥等により甲及び第三者に損害を与えた場合、及び販売した製品による食中毒等の健康被害が発生した場合は、乙の責任において解決するものとし、甲は一切の責任を負わない。

(有益費の請求権の放棄)

第27条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第18条、第19条、第21条及び第23条の規定により契約が終了したときにおいて、貸付物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第28条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第29条 この契約に関して疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第30条 この契約に関する訴の管轄は、西尾市役所所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所岡崎支部とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

年 月 日

甲 西尾市寄住町下田2番地
西尾市
代表者 西尾市長 氏 名 印

乙 住 所
氏 名
名称及び
代表者氏名 印

様式第7号（第22条関係）

仕 様 書（貸付契約用）

1 設置機器の条件

〈例〉

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 新旧500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。

2 販売品目の条件

〈例〉

- (1) 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
なお、商品の具体的な構成については、西尾市との協議によること。
- (2) 建物内に設置されている他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格で販売すること。

3 維持管理責任

〈例〉

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、西尾市の指示に従うこと。
- (4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、故障時等の連絡

先を利用者に分かりやすい場所に明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(7) 災害対応型自動販売機とすること。〈必要とする施設のみ〉

「災害時」の定義、災害時の飲料（及び食品）の取り出し方等運営上必要な事項について、別途市と取り決めること。

4 売上状況等の報告〈任意〉

本件自動販売機の売上状況を下記のとおり報告すること。

(1) 内容

場所	販売品目	販売数（本）	売上げ金額（円）

(2) 期限

区分	報告期限
月～ 月	月 日
月～ 月	月 日
月～ 月	月 日
月～ 月	月 日

5 その他

自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。